

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年3月まで

私は、平成3年4月に会社に入社したが、同年8月にその会社を退職したため、区役所で国民年金の加入手続を行った。4年3月に申立期間の国民年金保険料が未納とされている旨が記載されたハガキが届いたので、私の両親は、そのハガキを持って区役所へ相談に行き、その後、その期間の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、平成4年3月に申立期間の国民年金保険料が未納とされている旨が記載されたハガキを受け取った後、申立人の保険料をさかのぼり一括して納付したと述べているところ、その母親は、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が所持する国民年金集合徴収案内状には、申立期間の保険料納付を促す旨の記載があるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意欲の高かったその母親が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間は1回、かつ5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2844

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年3月まで

私は、昭和51年ごろに老後のことを考えて、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間当時は、飲食店を経営しており、お客が途切れたところを見計らい近くの金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間については、未納がないように気をつけていたのに、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、経営していた飲食店の近くの金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、同金融機関は存在しており、保険料の納付が可能であったことが確認できる上、納付したと主張する保険料月額は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間当時、申立人が経営していた飲食店を平成4年ごろから手伝っていたとする申立人の叔母は、申立人が申立期間の保険料を納付していた旨証言している。

さらに、申立人が当事務室に提出した飲食店の賃貸契約に関する資料などから、申立人が申立期間の保険料を納付する資力は十分にあったものと推認できる。

その上、申立人は、昭和52年3月に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付している上、住所変更手続きや任意加入被保険者から強制加入被保険者への切替手続きも適切に行っていることが確認でき、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に結婚を機に転居し、理容室を開設した。店舗を構えた昭和 48 年 4 月から金融機関の職員が週に 2 回ほど売上げを集金に来るようになったので、妻が、他の公共料金と一緒に国民年金保険料も納付書と一緒に預けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について金融機関の職員を通じて納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は、当時実在し、職員が保険料を預かっていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、金融機関の職員が売上げの集金に来ており、その職員に国民年金の保険料と納付書を預けていた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年ごろ、社会人として年金に加入しなければいけないと思って、国民年金の任意加入手続を行った。その後、毎月、自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。途中で保険料の納付を止めるはずがなく、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入後、国民年金保険料を納付し続けており、途中で納付を止めることはなかったと主張しているところ、申立期間は国民年金に任意加入中の期間であり、申立人は、国民年金に任意加入した後、第 3 号被保険者になるまでの間、申立期間を除き保険料を完納していることから、申立期間については、申立人が保険料を納付する意思を有し、保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を提供していたとする申立人の夫の標準報酬月額は、申立期間当時、上位の等級とされていたことから、申立期間の保険料を納付するだけの資力は十分あったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から46年10月まで

私は、20歳のころ、母親に勧められて国民年金に加入することとしたが、実際の加入手続については母親が行った。

保険料についても、母親が店舗兼自宅に来る集金人に納付していた。

私が昭和46年11月に結婚した際、母親から、「今後は自分自身で保険料を納付するように。」と言われ、国民年金手帳を渡されたのを憶えている。

母親から20歳から納付してあると聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年4月から同年10月までの期間については、申立期間当時同居していた申立人の妹が46年4月から国民年金保険料を納付し始めていることが確認できるが、申立人の妹は自分で保険料を納付した覚えがなく、自身が結婚するまでは母親が保険料を納付してくれていたのではないかと証言していることから、申立人の母親が申立人とその妹の保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立人とその妹の国民年金加入手続時期は、両人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同日ではないものの、昭和46年10月から同年12月までの近い時期と推認されることから、申立人の母親が、申立人とその妹の保険料を46年4月にさかのぼって納付したと考えても特段不合理ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 41 年 11 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人は、自分が 20 歳のころに母親が国民年金加入の手続を行ったと主張しているが、申立人の姉及び妹は 20 歳のころには国民年金の加入手続が行われていないことがうかがわれ、申立人のみ 20 歳のころに国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、前述のとおり昭和 46 年であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から6年3月まで

私は、平成6年9月に結婚した後に、私の妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行った際、窓口の担当者から「2年さかのぼって国民年金保険料を納付できます。」と教えられたことから、後日、妻が義母にお金を借りて、さかのぼれるだけの私の保険料と妻の未納とされていた期間の保険料を一括して納付した。夫婦二人分の保険料と一緒に納付したはずであり、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ20か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行った後で、さかのぼれるだけの夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、一緒に納付したとする申立人の妻は、平成6年9月26日に申立期間中の平成4年12月から5年3月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は6年9月に行われたものと推認でき、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、区役所で教えられた国民年金保険料額は大金であったため、妻が義母からお金を借りて保険料を納付したと主張しているところ、義母は、「娘が夫の国民年金保険料を払いたいがお金がないと相談されたので、お金を貸した。」と証言しているほか、申立人の妻が、結婚直後に夫の国民年金保険料を納付したことを友人に話したとするその友人は、「確かに話を聞いたことがある。」旨証言している。

加えて、申立人の妻が、夫婦二人分を一緒に納付したとする保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで
③ 昭和49年2月から同年5月まで
④ 昭和51年1月から54年6月まで

私が昭和40年1月に会社退職後、母親が私の国民年金の加入手続きを行ったはずである。

国民年金保険料については、転居前は母親が納付していたはずであり、転居後は妻が夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、申立人の妻が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、夫の代わりに集金人に国民年金保険料を納付していた。」旨証言している。

2 一方、申立期間①、③及び④について、申立人が、申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間①について、申立人は、昭和 40 年 1 月に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 7 月に、転居後の区で払い出されていることが確認できるが、申立人は、申立期間①当時、自分自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた記憶はないと述べている上、申立人が母親と居住していた市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

- 4 申立期間③及び④について、申立人は、昭和 51 年 7 月に転居した際に夫婦二人で国民年金の切替手続を行い、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間③及び④当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間③について、申立人は、昭和 51 年 7 月に転居した後に国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点では申立期間③の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間④について、申立人は、転居した際に国民年金の切替手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、昭和 49 年 6 月 20 日に資格を喪失した後、平成 15 年 4 月に再び資格を取得していることが確認できる上、一緒に切替手続を行ったとする申立人の妻の国民年金手帳においても、51 年 7 月に住所変更手続が行われているものの、任意加入から強制加入への種別変更手続が行われた形跡は見当たらないことから、申立期間④は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和37年12月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずである。

国民年金保険料については、母親が、未納期間がないように集金人又は金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年12月から40年3月までの期間について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号は昭和40年1月に払い出されていることが確認できるとともに、当該期間は国民年金の強制加入期間であることから、その時点では当該期間の保険料を過年度納付等により納付することは可能であった。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間と近接する昭和41年3月の保険料は当初未納とされていたが、平成20年3月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できる上、申立人の被保険者台帳では、当初、申立人の氏名が誤って記載されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、3か月を除き国民年金保険料をすべて納付している上、住所変更手続きを適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 1 月に払い出されていることが確認できるが、申立人の所持する国民年金手帳では、資格取得日が 37 年 12 月とされていることから、当該期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで

私は、平成5年3月に仕事を辞めた後の同年7月から新しい会社に就職した。就職して何日かしてから、国民年金の加入申込書又は納付書が送られてきたので、同年8月ごろに市役所の国民年金課の窓口で3万円ぐらい納付して、3枚の領収書をもっている。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月ごろに市役所の国民年金課の窓口で3万円ぐらいを納付して、3枚の領収書をもったと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立期間当時、国民年金課の窓口で国民年金保険料を納付することは可能であったことが確認でき、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、受領したとする領収書の枚数も当時の保険料の徴収方法からみて合理的であることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の母親は、「平成5年8月ごろ、娘から国民年金保険料を納付するのでお金を出して欲しいと相談されたが、自分で払いなさいと断った。娘は自分のお金で納付してきたと言っていた。」と証言している。

さらに、申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の未納は無く、国民年金の種別変更手続も複数回適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

また、昭和52年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで

私は、昭和52年7月に国民年金を脱退して厚生年金保険に加入したが、厚生年金保険はその7月の1か月のみの加入で脱退し、8月に再び国民年金に加入した。その当時、私は、区役所から国民年金保険料の納付書が送られて来ていたので、同年7月から同年9月までの3か月分の保険料を納付したにもかかわらず、社会保険事務所では当該3か月分の国民年金保険料については同年12月に還付済みとされている。しかし、私は、当該3か月分の国民年金保険料の還付を受けていないので、申立期間のうち、同年7月の保険料が還付済みとされていること、並びに同年8月及び同年9月の保険料が還付済みとして未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 還付整理簿によれば、申立期間の国民年金保険料については、昭和52年12月に還付決定が行われているが、同整理簿には、申立人の国民年金手帳記号番号が誤って記載されていること、及び申立人は再加入手続を行った同年8月に氏名・住所の変更手続を行っていたにもかかわらず、変更前の氏名・住所が記載されていることから、当該還付決定はこれら誤った記載により行われたため、申立人に対する還付通知書及び還付請求書の送達が不能となり、申立人から還付請求が行われなかったと考えるのが相当である。

また、申立人は、社会保険事務所が申立期間の国民年金保険料を還付したとしている昭和52年12月当時使用していた申立人名義の普通預金通帳

を所持しており、その通帳には同事務所から還付金が振り込まれた形跡は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと考えられる。

- 2 申立人が昭和 52 年 7 月に同月から同年 9 月までの 3 か月分の国民年金保険料を納付したことがその所持する領収証から確認できること、及び申立人の国民年金手帳等により申立人は同年 8 月に国民年金の再加入手続を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、本来、当該手続が行われた時点で同年 8 月及び同年 9 月の保険料を納付済みとして処理すべきであったにもかかわらず、保険料が納付された後約 5 か月が経過した同年 12 月に、申立人が当該手続を行ったことを確認しないまま還付決定を行っており、当時における行政側の事務処理に過誤が認められる。

また、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みとなっていることから、申立人は国民年金に関する意識が高かったものと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められ、昭和 52 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年3月まで

私は、昭和47年ごろ、国民年金の加入手続を行い、そのころ自宅に来ていた農協の職員に、申立期間の国民年金保険料として、1万円弱を一括して納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年7月から47年3月までの期間については、申立人は、47年ごろ、国民年金の加入手続を行い、そのころ自宅に来ていた農協の職員に、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が、国民年金の加入手続を行ったのは、47年9月ごろであると推認され、その時点において、当該期間は、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であり、納付したとする金額も、実際にこの期間の保険料を過年度納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が保険料を納付したとする農協は、当時、国庫金収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和45年1月から同年6月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される47年9月の時点

において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、同期間の保険料まで納付したとすると、申立人が主張する納付金額と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 47 年 9 月は、特例納付の実施期間中ではないことから、申立人が特例納付により当該期間の国民年金保険料を納付していたとも考え難い。

さらに、申立人が昭和 45 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から61年3月まで

私は、昭和53年11月に結婚したのを機に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続きを行い、引き続き国民年金保険料を納付しており、申立期間については、納付書により近隣の金融機関で納付したはずである。申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年11月に結婚したのを機に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続きを行い、引き続き送付されてきた納付書を使用して国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は申立期間の直前に転居をしているものの、申立人の所持する年金手帳から住所変更手続きが適切に行われていることが確認でき、申立期間のうち、56年10月から57年3月までの期間については、直前の保険料が納付されていることから、昭和56年度の残余の期間となる当該期間の納付書は発行されていたものと推認できること、及び申立人の夫の仕事に変更はなく、保険料を納付する資力を有したものと考えられることから、申立人が任意加入している途中の当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和57年4月23日に国民年金の任意加入被保険者の資格喪失を行っていることが確認できるが、申立人は国民年金の資格喪失を行った記憶はなく、申立期間を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく生活状況に特段の変化は認められないことから、申立人が資格喪失の手続きを行う理由は見当たらない上、申立人が当時居住し

ていた市が保管する国民年金被保険者名簿には資格喪失日の記載がないことから、申立期間のうち、57年4月から61年3月までの期間が未加入期間とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となった時に市役所を訪問して、担当窓口の職員に、「本当に、もう保険料は支払わなくていいんですね。」と確認したことを鮮明に記憶していることから、申立人は第3号被保険者になる直前の時期まで国民年金の保険料を納付していたものと推認できる。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付書により自宅近くの金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、自宅近辺に同金融機関は実在しており、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その上、申立人は、申立期間を除いて国民年金の加入期間はすべて保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、叔母が経営する理容室に住込みで働いていた昭和 43 年の春に区役所で国民年金の加入手続きを行い、当初は集金人、その後は送られてきた納付書により半年ごとに区役所で国民年金保険料を納付していた。国でやっていることだから確実に加入しなければならないと思い、20 歳になった当初から国民年金に加入し、保険料も当時は安かったので必ず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年の春に国民年金に加入したと主張しているところ、申立人は、20 歳になる前から、当時同居していた申立人の叔母や同僚が国民年金保険料を集金人に納付していたのを見て、自分も必ず加入しなければいけないと思い、20 歳になった直後に国民年金に加入したとしていることから、申立人の加入動機は鮮明であり、申立期間当初に加入の手続を行ったことがうかがわれる。

また、申立人の叔母は、「姪の国民年金の加入についてはよく憶えていないが、姪の性格からして、国民年金は強制だから必ず加入していたと思う。」と証言しており、その叔母は国民年金制度発足当初から国民年金に加入しており、加入期間のほとんどは保険料を納付している。

さらに、申立人は、国民年金保険料を、当初は集金人に納付し、その後は納付書により半年ごとに納付したと主張しており、保険料の納付に関する記憶が具体的かつ鮮明である上、申立人が居住していた市では、46 年 3 月までは集金人による保険料の収納が行われており、46 年 4 月からは納付書により

半年単位の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、国民年金に対する保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月、同年8月及び7年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から6年8月まで
② 平成7年1月から同年7月まで

私は、私の父親や申立期間当時通学していた学校から国民年金に加入するよう勧められていたことから、平成5年ごろに父親が私の国民年金の加入手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、金額は憶えていないが、父親が納付書により社会保険事務所か金融機関で納付したはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年8月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間①のうち6年7月、同年8月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間①のうち平成6年7月、同年8月及び申立期間②の国民年金の保険料月額については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後に納付済みとなっている平成8年7月以降の保険月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後に、平成6年9月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、その直後の期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したとする社会保険事務所及び金融機関は申立期間当時実在しており、保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①のうち平成5年10月から6年6月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は既に他界しており、具体的な加入状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が8年8月に払い出されていることが確認できることから、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は申立期間の前後を通じて、同一区内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、平成5年10月から6年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月、同年8月及び7年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私は、昭和44年3月末に会社を退職した際に、母親に勧められたので、同年4月に市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、母親が自分の収入の中から、当時、市から保険料の集金を委嘱されていた自治会の役員に、母親の分と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人から提出された申立期間当時申立人が居住していた市が発行した国民年金保険料集金カード(写)には、「2人」と記載されており、昭和49年度の欄に集金人の検認印が押されていることが確認できるが、申立人とその同居家族の中で、49年度の国民年金保険料を納付できたのは申立人の母親と申立人自身の2人であると考えられることから、この期間については、保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和44年4月から49年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は50年11月に行われたと推認でき、その時点では、当該期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、同一市内に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが

わせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の資格取得年月日が昭和44年4月1日であることから、その時期に加入手続を行い保険料を納付し始めたと思うと述べているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゅう}及することから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も既に他界していることから、当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が昭和44年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年12月から50年3月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者期間となり得る期間ではないことから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

昭和50年3月に会社退職後、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その後は、自宅に来ていた集金人に、母親が、私と母親の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、母親が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が、申立人と母親の二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その母親の申立期間の保険料は納付済みとされている。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月

私が会社を退職後しばらくして、父親が私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後に、未納期間の納付書を発行してもらい、郵便局ですべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人の記録では、申立期間は当初納付済みとされていたが、その後、未納と記録訂正されている上、申立期間に近接する昭和48年3月及び49年1月から同年3月までの期間についても、当初未納とされていたものが、平成20年8月に納付済みに記録訂正されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の父親が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の資格取得日から、昭和48年9月ごろと推認できるが、その時点では申立期間の国民年金保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、申立人は、申立期間直後の同年3月の保険料を同年10月に過年度納付していることが確認できることから、未納期間がないように保険料を納付していたとする申立人が申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から42年12月まで
② 昭和45年7月から同年11月まで

私は、両親に勧められて、国民年金に加入した。母親が加入手続きを行い、結婚するまで保険料を納付していたと聞いている。結婚後は妻が納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、これに近接する4か月及び6か月の未納の期間が平成21年2月に納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

また、申立期間は、5か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所等に変更はなく、生活状況に特段の変化が認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立人の妻は申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①のうち、申立人は、結婚前にあつては、その母親が国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行い、結婚後にあつては、その妻(故人)が申立人の保険料を納付したとしているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き等に直接関与しておらず、その母親及び妻からも、証言を得ることができないことから、申立期間①当時における国民年金の加

入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間、58年6月から60年9月までの期間及び61年2月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで
② 昭和58年6月から60年9月まで
③ 昭和61年2月から63年9月まで
④ 平成9年7月
⑤ 平成9年11月
⑥ 平成10年2月から同年3月まで
⑦ 平成11年3月
⑧ 平成11年7月
⑨ 平成11年9月

私は、昭和51年8月の退職に際して勤務先から国民年金の説明を受けたので、自ら当時の区役所支所で加入手続を行った。国民年金保険料については、郵便局、銀行等で妻が納付した。申立期間①から③までの期間については、国民年金保険料を明記した確定申告書の控を所持している。申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は昭和56年から63年までの8年分の所得税確定申告書（控）を保管しており、社会保険料控除欄に記入されている国民年金保険料は、当時の夫婦二人分の国民年金の保険料額と一致するか、ほぼ近い金額となっていることから、申立人は、申立期間については、当該申告書のとおり保険料を納付していた可能性が高いものと考えられる。

2 一方、申立期間④から⑨については、申立期間は2年に満たない間において6回に及び、その期間は近接しており、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い。

また、申立期間④から⑨について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間、58年6月から60年9月までの期間及び61年2月から63年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間、53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間、55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
④ 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 52 年 4 月ごろ、私の夫が社会保険事務所で行った。国民年金保険料については、私の夫が送られてきた納付書により夫の勤務する会社の近くの金融機関で現金で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付されてきた納付書を使用して国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の昭和 53 年 4 月及び 57 年 4 月に転居した直後は未納期間とされているものの、当該各未納期間後の同年度内の期間は納付済みとなっていることが確認できることから、国民年金の転居手続は適切に行われ、申立人に申立期間の納付書は発行されていたものと推認できる。

また、申立人は、国民年金保険料を送付されてきた納付書により会社の近くにある金融機関で納付したと主張しているところ、同金融機関は申立期間当時実在していたことが確認できる上、納付書を使用して保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和 52 年 11 月に国民年金に任意加入して国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間のほとんどの期間は任意加入期間であり、その期間を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められず、保険料の納付を続けていたことから、その途中の期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間について、夫が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫から、「老後に家内が困らないように妻の国民年金保険料は、途切れることなく納付していた。」との証言があり、その夫の厚生年金保険の標準報酬月額からは保険料を納付する資力も十分あったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月まで

私は、いつごろかは憶えていないが、区役所に勤めている義父に勧められて、区役所で国民年金の加入の手続を行った。その後、昭和 49 年 1 月又は 2 月ごろ、義父の勧めがあったので、夫から 4、5 万円出してもらい、不足分を私が出して、申立期間の国民年金保険料をまとめて金融機関で納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後 60 歳に到達するまでの 25 年以上の期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和 49 年 1 月又は 2 月は、第 2 回特例納付が実施されていた期間であるとともに、申立期間は保険料を特例納付により納付することが可能な強制加入期間である。

さらに、申立人の特殊台帳の昭和 40 年度から 42 年度までの摘要欄に「納発 18」と記載されていることが確認できることから、少なくともこの 3 か年度分については、申立人に、第 2 回特例納付による国民年金保険料の納付書が発行されていたことが推認されるが、特例納付の納付書は、被保険者の申出により発行されることから、申立人は、当時、特例納付する意思を有していたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その夫から 4、

5万円を出してもらい、不足分については自身で出したとしているところ、実際に必要となる保険料額は、約7万円であることから、特に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、国民年金制度開始当初に、当時住み込みで働いていた飲食店に訪ねて来た役所の女性に勧められて国民年金に加入した。

国民年金保険料については、申立期間①の分はよく憶えていないものの、店に来ていた集金人に渡していたように思う。申立期間②の分は結婚して別の市に転居した後のことであり、納付書を使って納めていた。

きちんと納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金制度開始当初に、役所の女性が店に国民年金の加入を勧めに来たと主張しているところ、当時申立人が居住していた市では適用促進のために戸別訪問を行っていたことや、申立人の所持している国民年金手帳の発行日などから、申立人が制度開始当初の昭和36年度から国民年金に加入していたことが確認でき、申立期間①の保険料を納付することは可能であったと考えられるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が、当時住み込みで働いていた飲食店の経営者の子と連番で払い出されていることから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①当時申立人が居住していた市では、昭和38年度から集金人への国民年金保険料の納付が開始されており、その後過年度保険料を受領していた事例が見られることなどから、申立期間①の国民年金保険料についても集金人に過年度保険料として納付することは可能であったものと推認で

きる。

さらに、申立期間②については、申立期間が3か月と短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ保険料が未納となっていることは不自然である。

加えて、申立期間②と同一年度に当たる昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料が、当時申立人が居住していた市の被保険者名簿に検認印が押されているにもかかわらず、平成20年2月に納付済みに追加変更されるまで未納とされていたことが確認でき、行政側の記録管理に何らかの不備があった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月及び51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年1月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで
③ 昭和50年12月及び51年1月
④ 昭和55年2月から59年11月まで
⑤ 昭和60年2月から61年3月まで

申立期間①については、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間②、及び申立期間⑤のうち昭和60年2月から同年4月までについては、申請免除期間とされているが、国民年金手帳に領収印が押されていないにもかかわらず、社会保険庁の国民年金保険料の納付記録では、その直前の保険料が納付済みとされており、年度の一部だけの保険料が納付済みとされているのは不自然である。

申立期間③及び④については、引き続き国民年金保険料を納付しており、私の夫には収入があったため、保険料の納付を途中で止めたり、国民年金の任意加入を止めたりしたことはない。

私は、申立期間①から⑤までの保険料が納付済みであると認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、2か月と短期間である上、申立期間③の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間③について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫も申立期間③の保険料が納付済みとされている。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は直接関与しておらず、その母親も既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間②、④及び⑤について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫が厚生年金保険に加入している期間を除けば、申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録はすべて一致しており、その夫も、同期間が申請免除、未加入期間及び保険料の未納期間とされている。

さらに、申立期間①、②、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月及び 51 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 12 月から 58 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 12 月から 58 年 1 月まで

私は、昭和 54 年 10 月から美容院で働き始めたのを機に国民年金に加入することにし、しばらくして市役所で任意加入手続を行った。加入手続後は納付書が届くようになったので、最寄りの郵便局で保険料を納付していたが、生活が大変になったので、国民年金を止めることにした。自分で市役所へ行き資格喪失手続を行ったが、止めるまでは未納期間がないように保険料を郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ 4 か月及び 2 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付書により自宅近くの郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「子供が小学校に入学したころに、妻から国民年金を止める相談をされたが、それまではきちんと納付していると聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和49年12月に、私の妻が、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。この際、さかのぼって保険料を納付できると説明され妻が夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料について一緒に加入手続を行った妻は納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとされている上、その妻は、「加入手続後に夫婦二人の保険料をさかのぼって納付しており、夫婦二人の納付金額は同額であった。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月まで

私は、区役所から国民年金手帳が送付されたので、その後、勤務先の会社を退職した後、申立期間の国民年金保険料を納付した。その手帳に領収印が押されていたことをはっきり憶えている。平成 15 年に、年金の手続のため社会保険事務所へ行った時、窓口の職員から、「この手帳は、番号が取り消されているので処分します。」と言われ、その手帳は回収された。私の国民年金手帳には、保険料を納付した記録があったはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所から国民年金手帳が送付されたので、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金の加入記録によると、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまでの間、国民年金に加入していなかったものとされているが、申立人が所持し、区役所から送付されたとする封筒には、『国民年金手帳在中』と記載されている上、37 年 4 月に、同区において、申立人の父親及び姉と連番で申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金手帳の 1 頁内に領収印が押されていたことを鮮明に記憶している上、申立人と一緒に加入手続を行ったとする申立人の父親及び姉は、国民年金保険料を納付している期間があることなどを踏まえると、申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、一度も保険料を納付しなかったとは考えにくく、申立人が、昭和 42 年 9 月の会社退職後に、同区において納付することが可能な年度末までの国民年金保険料を納付したとし

ていることも考え併せると、申立期間の保険料を納付していたと考えるも、特段不合理な点はみられない。

さらに、申立期間は1回、かつ7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から 55 年 6 月まで

私は、学生だった 20 歳のころ、国民年金に加入するには、どうしたらよいか分からなかったため、社会保険事務所に問い合わせたところ、「市役所で手続きができます。」と教えてもらい、市役所で国民年金の加入手続きを行った。その後、母親にアルバイト代の中からお金を渡し、その母親が、集金人に国民年金保険料を納付していた。また、私が家に居た時は、自分で保険料を納付した。結婚後は、信用金庫で納付書により保険料を納付していた。私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は 12 か月と短期間であり、申立人は、結婚後、申立期間②を除き国民年金保険料を完納している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20 歳になった昭和 43 年ごろに国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人は、49 年 11 月以

降に発行されたオレンジ色の国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶はないと述べている上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 51 年 8 月とされており、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、結婚する前は、主に申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その母親からも証言を得ることができないなど、申立期間①当時の保険料の納付状況は不明確である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①の大半は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2870

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年3月まで

私は、昭和45年10月に転居したが、集金人が来なかったため、申立期間の国民年金保険料を納付していなかった。

申立期間の国民年金保険料は、夫が、昭和47年2月又は3月ごろ、区役所の支所で集金人が来ないことについて確認してもらった直後に、郵便局でまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和47年2月又は3月ごろ、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、その時点において、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間である上、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、「申立期間当時は、家を建てた直後で経済的に苦しかったが、妻の納付記録に空白期間が生じてはいけないと思い、何とかお金を工面して申立期間の保険料を納付した。」と証言している。

また、昭和47年当時、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額が高額で推移していたことが確認できることから、申立期間の保険料を納付できる十分な資力があったものと推認される。

さらに、申立期間は任意加入中の期間であり、その前後の期間の国民年金保険料が納付済みとされている上、申立期間後の保険料もすべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から31年8月20日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和30年10月1日から31年8月20日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、32年5月に同社が倒産するまで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が社会保険の適用事業所となる以前の昭和25年5月から、倒産した32年5月まで継続して勤務しており、申立期間も勤務していた。」旨を述べているところ、申立人と同じ部署に勤務していた同僚も、「申立人は、自分が入社した29年3月以前から、会社が倒産する32年5月ごろまで継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述している。

また、上記の同僚は「申立人から、昭和30年10月ごろに厚生年金保険の資格を喪失したという話を聞いたことは無く、申立人は私の上司で、申立人の指示により32年5月ごろまで会社の残務整理をした。」と供述している上、当該同僚が説明する32年ごろのA社の状況と、申立人の説明は一致する。

さらに、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日、同社C店における資格喪失日を39年7月20日、E社における資格喪失日を44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年11月及び39年3月から同年6月までは2万8,000円、44年5月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から同年12月1日まで
② 昭和39年3月1日から同年7月20日まで
③ 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和38年10月にA社B店においての辞令を受け同年11月1日に同社C店勤務となり、39年3月1日に同社D店へ、その後幾度かの転勤後、44年5月1日にE社からA社F店へ転勤となった。社会保険庁の記録では、転勤に伴い3か所の被保険者期間が欠落している。

私は、昭和38年10月1日から平成7年6月30日まで継続してA社及びE社で勤務していたので申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びE社の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間及びその前後を通じて継続して申立てに係るグループ会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和38年10月にA社B店から同社C店の開店準備のため異動を命じられ、39年2月に同社C店から同社D店の開店準備のため異動を命じられた。その後も各店舗の開店準備に伴う異動を繰り返し、

44年4月にE社からA社F店へ同じ理由により異動となった。」と述べている。

さらに、元同僚は申立人を記憶しており、「申立人は新しい店舗の準備開店に伴う転勤をしていた。」と証言している。

なお、社会保険庁の記録によりA社C店が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは昭和38年12月1日であり、同社D店は39年7月20日、同社F店は44年6月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、それぞれ事業所の新規適用日までは、申立期間①についてはA社B店、申立期間②については同社C店、申立期間③についてはE社において引き続き有すべきものである。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和38年10月及び39年2月の社会保険事務所の記録から、申立期間①及び②については2万8,000円、申立期間③については厚生年金基金の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B店は昭和40年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社C店は社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理が行われていないが既に店舗は閉店、E社は60年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主等の所在が不明で確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和30年9月1日から31年9月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を31年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和33年12月1日から34年8月1日までの期間は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社の資格取得日に係る記録を33年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月20日から30年7月1日まで
② 昭和30年9月1日から31年9月1日まで
③ 昭和33年12月1日から34年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和29年9月20日から30年7月1日までの期間、30年9月1日から31年9月1日までの期間及び33年12月1日から34年8月1日までの期間の被保険者記録が無い。私は、29年7月に同社に入社して、37年9月に同社を退職するまで一度も退職したことは無いのに、数回入退社を繰り返したことになる。私の同僚も同じ会社に在籍しながら厚生年金保険被保険者資格が欠落している。申立期間に同社で勤務していたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C社の同僚は「申立人は当該期間に同社で勤務し

ていた。」と証言している。

また、A社の事業主が経営するC社の社会保険庁のオンライン記録により、申立人は昭和30年7月1日に資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失していることが確認できる一方、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「仮名簿」の表記があり、被保険者の多くの者について、氏名や生年月日と資格取得日の記載はあるものの、資格喪失日の記載が無い上、「Eへ移転、昭和31年9月」との記載がされている。

さらに、上記の名簿に氏名の記載がある者の中には、事業所の移転後である昭和31年11月1日に資格喪失となっている者が存在するなど、説明のつかない矛盾した記録もあることから、社会保険事務所において、C社に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間について厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和30年8月の社会保険事務所の記録により1万円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和33年12月1日にD社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和34年8月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③における事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人のC社での同僚の供述から、申立人が申立期間中にB社又はC社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、B社は昭和29年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社は30年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち、29年10月1日から30年2月1日までの期間は、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は昭和37年9月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくな

っており、事業主は既に死亡していることから、当時の事情を調査することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成14年3月21日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年12月29日法律第131号）」に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成14年3月21日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月21日から同年10月1日まで

私は平成元年4月1日にB社に入社し、当初、同社C工場で勤務し、その後、同グループ内のA社に出向となった。その後、同社総務部担当から資格取得の届出を失念し、遡及した届出を出したが、時効のため一部、訂正できない旨の説明を受けた。しかし、給与からは厚生年金保険料が、健康保険料と一緒に控除されていたはずで、会社もこの件を認め、代理人として申立てを行ってくれた。よって申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、資格取得日が平成14年3月21日、資格喪失日は20年1月4日とされており、申立期間である、14年3月21日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間とされている。

しかし、健康保険組合の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成14年3月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立期間における社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得日を平成14年3月21日として届け出るべきところを誤って同年10月1日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成6年5月9日から同年6月30日までの標準報酬月額を、22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年12月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年6月から同年11月までの標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月9日から7年1月17日まで

平成6年5月に、A社に転職をした。7年1月まで同社には勤務していたが、ねんきん特別便により、6年5月だけが厚生年金保険の期間となっており、残りの期間が厚生年金保険ではなく国民年金に変更されていたことが分かったので、厚生年金保険の被保険者に訂正してもらいたい。

また、平成6年5月の標準報酬月額が、当初記録されていた月額からさかのぼって引き下げられているので、訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録から、A社が、平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理が同年12月6日付けで行われていることが確認できる。

また、申立人が平成6年6月30日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は上記処理と同日に行われている上、申立人と同様の処理が申立人のほか2名についても行われている。

一方、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間にA社に継続して

勤務していたことが認められることから、申立人について、平成6年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

申立期間のうち平成6年5月9日から同年6月30日までの期間について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年6月30日の後の同年12月6日付けで、8万円に引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると申立人の資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、また、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は当該喪失処理が行われた同年12月6日であると認められ、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年12月6日から7年1月17日までの期間については雇用保険の記録により継続して勤務していたことが確認できるが、A社は既に解散しており、当時の事業主も所在不明で上記期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は平成6年12月には給与が一部未払いになったとしており、Bから未払賃金立替払を受けていることから、同期間について保険料控除があったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成6年12月6日から7年1月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成3年4月1日から5年4月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成5年4月26日から同年5月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格取得日を同年4月26日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立期間のうち平成16年6月29日から17年7月1日までの期間における資格喪失日は16年11月30日であると認められることから、申立人の当該期間に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年4月26日まで
② 平成5年4月26日から同年5月20日まで
③ 平成9年1月15日から同年6月1日まで
④ 平成16年6月29日から17年7月1日まで

私は、昭和57年6月から平成18年6月までA社及び同社と関連するB社に継続して勤務したが、社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額が当時の総支給額を大幅に下回っていることから、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④について厚生年金保険の被保険者となっ

ていないことから、その期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年4月26日の後の同年4月30日に、20万円に引き下げられている上、申立人を除く11名の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような遡^{そきゅう}及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の記録によると申立人は当該期間においてB社に勤務し、その後、平成5年5月20日に同社の関連会社であるA社に引き続き継続して勤務していることが確認できる。

また、当時A社に勤務していた社会保険事務担当者は、申立期間②の当時、同社では、申立人と同様にB社から同社の関連会社であるA社に異動させた社員について、A社において社会保険の事務手続が遅延していたため、引き続きB社において雇用保険の被保険者資格を継続させていたが、B社が平成5年4月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、同年4月以降の厚生年金保険料は、A社において社員の給与から控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④のうち平成16年6月29日から同年11月30日までの期間に

ついて、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が同年6月29日に資格を喪失したとする旨の処理は、同年11月30日になされており、申立人のほか1名についても同様の処理がされていることが確認できる。

このことについて、社会保険事務担当者は、平成16年11月30日以前から厚生年金保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から、滞納分に係る厚生年金保険料が納付できないのであれば、高齢者の被保険者資格を喪失させ滞納保険料の減額及び滞納保険料の解消に努めるよう指導を受け、申立人を含む高齢者2名について当該期間の厚生年金保険料は給与から控除していたものの、被保険者資格を喪失させた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間④に係る被保険者資格喪失について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた平成16年11月30日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、当該処理前の社会保険庁のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録において、A社における被保険者の状況は、女子社員を除き、申立人を含めた他の被保険者は資格喪失となっているところ、社会保険事務担当者は、当時、同社では、厚生年金保険料が納付できず、一部の女子社員を除き厚生年金保険被保険者としての資格喪失届を社会保険事務所に提出し、資格喪失後の厚生年金保険料は当然給与から控除していない旨供述している。

また、申立期間④のうち平成16年11月30日から17年7月1日までの期間について、社会保険事務担当者は、申立人を含む2名について被保険者資格を喪失後の厚生年金保険料は給与から控除しなかった旨供述している。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間③及び④のうち平成16年11月30日から17年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料は、A社の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準報酬月額は平成11年12月から12年9月までは22万円、また、標準賞与額は16年7月25日は22万6,000円、同年12月25日は24万1,000円、17年7月25日は22万9,000円、同年12月25日は24万2,000円及び18年7月25日は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年12月1日から12年10月1日まで
② 平成16年7月25日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年7月25日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年7月25日

社会保険事務所に確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成11年12月から12年9月までの期間の標準報酬月額が給与明細書の金額と異なっている。

また、賞与のうち平成16年7月分及び同年12月分については記録が無く、17年7月分、同年12月分及び18年7月分については、標準賞与額が賞与明細書に記載の金額と大きく相違しているので正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録による標準報酬月額は20万

円となっているところ、申立人が所持しているA社に係る平成11年12月から12年9月までの給与明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料を基に算定すると標準報酬月額が22万円であることが確認できることから申立人は申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑥までについては、申立人が所持している賞与明細書に記載されている厚生年金保険料から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、給与明細書により平成11年12月から12年9月までの期間の標準報酬月額は22万円、標準賞与額については、賞与明細書の賞与額から平成16年7月25日は22万6,000円、同年12月25日は24万1,000円、17年7月25日は22万9,000円、同年12月25日は24万2,000円及び18年7月25日は23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①は、事業主は当時の資料が残っていないため不明と述べているが、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる標準報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間②及び③については、事業主は納付したとしているが、A社において、当該期間に賞与の支払いを受けた被保険者すべてについて、当該賞与に係る記録が無いところ、いずれの者においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、社会保険事務所に当該届出は行われておらず、さらに、申立期間④、⑤及び⑥については、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の標準賞与額を誤って社会保険事務所に届け出たと述べていることから、事業主は賞与明細書で確認できる標準賞与額又は保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における申立期間の資格取得日に係る記録を昭和59年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月16日から同年5月1日まで

社会保険庁の記録では、B社の資格取得日が昭和59年5月1日になっているが、実際は同年3月16日である。同系列事業所であるA社からB社に異動した時期であり、空白無く勤務してきた。2か月抜けているのは会社の事務手続上のミスと思われるので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び系列会社の商業登記簿謄本から判断すると、申立人が申立期間にB社に継続して勤務し（昭和59年3月16日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和59年5月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては確認できる資料が無いため不明としているが、社会保険事務所におけるB社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和59年5月1日を資格取得日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで
昭和50年4月1日から51年3月31日までの期間、A社に勤務し、同年4月1日にB社に移籍したが、同年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社取締役社長及びB社取締役社長の連名の移籍に関する覚書から、申立人が申立期間にA社に勤務し（昭和51年4月1日にA社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社に係る昭和51年2月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険料を納付したかは不明としているが、A社の雇入解雇簿に、申立人の退職年月日が昭和51年3月30日と記録されており、事業主は資格喪失日について、同年4月1日に届け出るべきところを、同年3月31日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 12 月 29 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、この度の「ねんきん特別便」で初めてA社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険について脱退手当金が支給されていることを知った。私は、出産のためにB社を退職したが、また働くつもりだったので、脱退手当金をもらうことは考えなかった。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の請求期間の最終事業所では、厚生年金保険の適用事業所となった日から、適用事業所でなくなった日までの期間に女性の厚生年金保険の被保険者は 41 名確認できるところ、脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を除いては 2 名と少なく、その 2 名とも、自身で脱退手当金を請求したと証言していることから、事業主が代理請求したとは考え難いほか、支給されたとする額は、法定支給額と 538 円相違している。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とされるものであるが、申立期間より前と申立期間の間の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、4 回の厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立人が初めて就職した事業所の 5 年にわたる長期間の被保険者期間を失念することは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で

管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在しているのは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

昭和19年4月から20年8月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、私は16年4月にA社に就職し、一度退職したが再度、同社に勤務し、終戦の8月末まで勤務をしていた。当時、仕事場とは別に平家建ての食堂があったことも覚えている。また、事業所からの回答では旧姓のC姓でDという名で登録があったとも聞いている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、A社B工場に係る被保険者名簿は保存されていないが、被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人と同じ姓で名が一字異なり、生年月日が同じ者が同社B工場において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した旨の記載が確認できる。

また、A社が保管する社会保険台帳には、上記の者の氏名が昭和19年6月1日（被保険者資格期間に算入されるのは保険料徴収開始後の19年10月1日）に資格を取得した旨の記載がされている。

さらに、申立人は「私と類似した氏名の者は、A社B工場にはいなかったように思う。」と述べていることから、社会保険事務所が保管する被保険者台帳記号番号払出簿及び同社が保管する社会保険台帳に記載されている記録は申立人のものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「終戦後、A社B工場に戻ったが焼失して退職せざるを得なかった。」と述べており、当時の状況を詳細に記憶している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成6年4月から同年10月までは53万円、6年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年3月31日まで

私は、申立期間にはA社に勤務していた。給与は月額98万円程度であったと思う。その後、社会保険事務所の職員から、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円及び9万2,000円に修正されていることを知らされたので、申立期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成6年4月から同年10月までが53万円、同年11月から8年2月までが59万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成8年3月31日)の後の同年4月22日付けで、6年4月から同年10月までの標準報酬月額を8万円、同年11月から8年2月までの標準報酬月額を9万2,000円に遡及^{そきゅう}して引き下げられているが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び同僚の取締役が「申立人は、工事の現場担当であり、社会保険事務に関しては、関与していなかった。」と述べていることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記

録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年4月から同年10月ま
では53万円、6年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要
であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和48年1月1日から49年2月1日までの期間及び57年5月1日から同年6月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年1月1日に、C社における資格取得日に係る記録を57年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を48年1月から同年3月までは9万2,000円、48年4月から49年1月までは11万8,000円、57年5月は41万円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月1日から49年2月1日まで
② 昭和52年4月1日から同年6月1日まで
③ 昭和57年5月1日から同年6月9日まで
④ 平成3年1月1日から4年7月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①のA社で厚生年金保険に加入していた期間が昭和49年2月1日から、申立期間②のB社で加入していた期間が52年6月1日から、申立期間③のC社で加入していた期間が57年6月9日からとなっている。

しかし、実際にはA社では昭和48年1月から、B社では52年4月から、C社では57年5月からの給与明細書を保管しており、勤務していたことには間違いが無い。当該企業はすでに存在しないが、当時の給与明細書から保険料控除の事実は確認できるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間④の期間の標準報酬月額が、当時の実際の給与額による標準報酬月額よりも不当に引き下げられているため、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書により、申立人は申立期間①においてはA社に勤務し、また、申立期間③においてはC社に勤務し、それぞれの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間①を含めて昭和49年2月1日までは適用事業所としての記録が無く、また、C社においても、申立期間③を含めて57年6月9日までは適用事業所としての記録が無いが、A社は昭和47年11月25日に法人として設立登記されている上に同僚の証言から、また、C社においては同僚の証言から、申立期間①及び③においてA社及びC社はそれぞれ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和48年1月から同年3月までは9万2,000円、48年4月から49年1月までは11万8,000円、57年5月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が把握できないことから不明であるが、それぞれの事業主は、申立人の申立期間①及び③において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②においては、申立人の保管する給与明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されている旨が記載されているものの、昭和52年6月の給与明細書には同年5月分の厚生年金保険料を、また、同年8月の給与明細書には同年4月分の厚生年金保険料を返金している旨記載されていることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

申立期間④においては、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、D社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年7月1日の後の同年7月9日に、28万円又は26万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から申立人がD社の代表取締役であったことが確認できる。

また、元従業員が、「申立人は社会保険事務についても行っていたと思

う。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難く、同社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間④における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和27年4月1日から28年9月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち昭和30年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年9月1日まで
② 昭和30年4月30日から同年5月1日まで

社会保険庁の記録では、A社C出張所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和28年9月1日となっているが、高校卒業後の27年4月1日に同社へ入社後、経理事務を担当し、継続して勤務しており、資格取得日が入社してから1年7か月後になっているのはおかしい。

また、社会保険庁の記録では、昭和30年4月30日から同年5月1日が空白になっているが、A社C出張所から同社D出張所に同年5月1日付で転勤したものであり、継続して勤務したため空白期間があるのはおかしい。

いずれも勤務していたのは間違いない。調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の明確な記憶及び同期入社と同僚の証言から、申立人がA社C出張所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期入社である複数の同僚は、入社と同日の昭和27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社では、当時でも正社員であれば入社時から厚生年金保険に加入させていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、同僚の当該期間に係る社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人の供述及びA社の担当者及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和30年5月1日に同社C出張所から同社D出張所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和30年3月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①については、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出が遅延したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から28年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、また、申立期間②については、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る30年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年3月31日まで

私は、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額が平成元年10月から2年9月までは41万円から26万円に、2年10月からは41万円から24万円に引き下げられている旨の説明を受けた。A社では、入社当初から退職するまで、給与は40万円ぐらいもらっていたので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年3月31日）の後の平成3年5月2日付けで、元年10月1日の定時決定にさかのぼって26万円に引き下げられ、また、2年10月1日の定時決定にさかのぼって24万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことは確認できるが、事業主に照会したところ「申立人の仕事は、主に宿泊施設を総括する仕事と物品の卸・小売販売の仕事をしていた。社会保険関係等の事務はパートで働いていた女性が行っていた。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月30日から同年9月6日まで

私は昭和26年8月1日にA社B本社に入社し、平成4年12月1日に定年退職している。この間、昭和30年8月30日に同社B本社から同社C支店に転勤した際の年金記録が1か月欠落している。入社以来継続して勤務しているため、年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社の申立人に係る社内歴から判断すると、申立人は申立期間の前後を含め同社に継続して勤務し（昭和30年8月30日に同社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店の昭和30年9月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年8月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成 15 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 8 月 31 日まで
③ 平成 15 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 平成 15 年 12 月 15 日

平成 14 年 4 月に A 社に入社したが、入社時から雇用保険には加入しているのに厚生年金保険の記録は無いので、申立期間①を被保険者として認めてもらいたい。

また、平成 14 年 10 月からの標準報酬月額が、給与支払額に比べて低くなっており、なぜこのような決定になったのか分からないが、給与明細書等もあるので、申立期間②の標準報酬月額を訂正してもらいたい。

さらに、平成 15 年 9 月分の給与から同年 8 月分の厚生年金保険料として、標準報酬月額 28 万円に相当する保険料額になるように追加訂正控除されているが、社会保険庁の記録では 16 万円の標準報酬月額となっているので、申立期間③の標準報酬月額の記録訂正を求める。

加えて、退職月である平成 15 年 12 月に支給された賞与からも、厚生年金保険料が控除されており、被保険者資格は同年 12 月 28 日喪失となっている。同年 12 月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないので、同年 12 月については申立てをしないが、雇用保険の記録では同年 12 月 31 日まで在籍しているので、申立期間④に係る賞与については

記録訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が所持する給与明細書から、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社における厚生年金保険料の給与からの控除は、同社からの回答及び申立人の保管する給与明細書から当月控除方式であったと認められるところ、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、同年5月から保険料控除が開始されていることから、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、平成14年10月の定時決定時の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額18万円から16万円に減額されているが、給与支払額に比べて低い、として記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、申立人の保管する当該期間に係る給与明細書から、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額16万円に相当する保険料額が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、平成14年10月の定時決定における標準報酬月額は、申立人の同年5月から同年7月の報酬月額を基に決定される場所、申立人の保管する当該3か月の給与明細書から算出される標準報酬月額は、16万円が妥当であるものと考えられる。

さらに、申立期間④について、申立人は、雇用保険の記録から、A社に平成15年12月31日まで勤務していたことが確認できる場所、申立人の給与明細書からは、同年12月15日に支給された給与において、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立人のA社における被保険者

資格喪失日は、平成 15 年 12 月 28 日となっており、同年 12 月は厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立人の保管する平成 15 年 12 月の給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、第 82 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間④に係る賞与の記録訂正を認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年6月1日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までを200円、21年4月から同年5月までを600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年4月1日から21年9月1日まで

社会保険庁の記録では、夫のA社B工場で厚生年金保険に加入していた期間が、昭和21年9月1日から49年6月15日までとなっている。しかし実際には、18年4月1日に入社していることが退職金計算書から確認できるので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管する申立人に係る「退職金計算書の写し」に、申立人のA社における入社日は昭和18年4月1日、退職日は49年2月9日、在任期間30年11か月と記載されていることから、申立人は申立期間において当該事業所に在籍していたことが確認できる。

また、C県から提出された「臨時陸軍軍人届写し」によると、申立人が昭和18年12月22日に臨時召集され、21年6月1日に「兵役解除」になったことが確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年6月1

日までの期間については、陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 によれば、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 8 月 31 日までの期間においては、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主とも全額を免除し、被保険者期間として参入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 6 月 1 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された同年代の同僚の記録から、昭和 19 年 10 月から 21 年 3 月までを 200 円、21 年 4 月及び同年 5 月を 600 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間及び 21 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が A 社に在籍していたことは、上記の「退職金計算書の写し」により確認できるものの、申立人の遺族から聴取しても勤務実態及び保険料控除について確認できず、A 社 B 工場においても人事記録が保管されていないことから、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人の遺族は、同僚の名前を記憶していないことから、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間及び 21 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に、資格喪失日に係る記録を33年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から33年10月5日まで
社会保険庁の記録には昭和31年9月1日から33年10月4日までA社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。

私は、同郷の知人に誘われ、A社にトラック運転手として勤務した。同社では、ほかの同僚と同じ仕事内容だったし、みんなと同じように月給で給与も受取っていたので、社会保険料も控除されていたはずで、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ職種の上司にはA社が厚生年金保険の適用事業所となった日から、また、申立人より後に入社した同僚には入社時から厚生年金保険の加入記録が存在する。

さらに、経理担当者は、「トラック運転手など、現場で働く従業員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

加えて、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入

させていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の申立期間の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であることから、照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年9月から33年9月までの保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年7月25日まで
平成20年11月15日に社会保険事務所の担当者と面談したところ、私がA社に勤務していた9年1月から同年6月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が26万円から16万円に月額変更がなされていることが判明した。

しかし、私は、月額変更前の3か月当時は傷病手当金の受給期間であり、標準報酬月額の減額変更は不当な処理であるので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間について、26万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が資格喪失した日（平成9年7月25日）の後の同年11月5日付けで、さかのぼって申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、26万円から16万円へと減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 14 日まで
私は、年金受給の手続に社会保険事務所に行った際、A社に勤務していた期間の厚生年金保険について、脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。脱退手当金の請求手続はしていないし、次に勤務したB社の期間を除いて支給されたことになっているのは納得できない。調査の上、申立期間の記録を訂正し、年金として受給できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2年3か月後の昭和47年2月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とはされておらず、未請求となっているところ、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和24年7月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を24年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年12月1日から24年3月15日まで
② 昭和24年7月31日から同年9月1日まで

私は、昭和23年12月からA社に就職し同社B営業所に配属となった。社会保険庁の記録によると、同社に就職した際と、24年8月に同社B営業所から同社本店に転勤となった際の厚生年金保険の記録が欠落している。同社在職中は途切れることなく各営業所から給与を受給し、厚生年金保険も控除されていたので、この期間の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提供された給与明細書、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年7月31日に同社B営業所から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和24年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人がA社B営業所に勤務していたことは複数の元同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 24 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社B営業所の経理担当者は既に死亡しており、申立人の保険料控除に関する証言を得ることができなかった。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった時に、町役場からハガキが届いたため、友人に相談し、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、父親又は母親が納税組合の集金人に納付していたが、自分が納付したこともあったと思う。昭和 52 年ごろに母親が経営していた旅館兼自宅が火災にあい、国民年金手帳を焼失してしまったため、53 年ごろに再交付の手続に町役場へ行ったと思う。保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 50 年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和 53 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点では、申立期間の一部は、特例納付によらなければ、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、同一町内に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、納付したとする金額は、申立期間当時の国民年金保険料額と一致していない上、申立人は、保険料の納付方法や国民年金手帳に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明確である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの期間、52年2月から同年3月までの期間及び58年6月から59年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年3月まで
② 昭和52年2月から同年3月まで
③ 昭和58年6月から59年4月まで

私は、会社を退職した昭和49年ごろ、市役所の出張所で、国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、次の会社に就職するまで、父親が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。その後も、会社を退職する度に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、父親が、同様に保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

また、結婚のため会社を退職した昭和58年6月ごろ、夫が、私の国民年金の任意加入手続を行い、その後、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに、申立期間③が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父親も既に他界していることから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、昭和49年ごろに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年12月ごろに払い出されている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立内容と合致しない。

さらに、申立期間③について、申立人は、国民年金の任意加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の任意加入手続及び保険料納付を行

ったとする申立人の夫も、その記憶が無いと述べるなど、申立期間③当時の任意加入手続及び保険料の納付状況は不明確である。

加えて、申立人は、昭和 58 年 6 月ごろ、申立人の夫が、申立人の国民年金の任意加入手続を行い、申立期間③の保険料を納付してくれていたと述べているが、社会保険庁のオンライン記録上、59 年 5 月に任意加入されていることが確認できることから、申立期間③は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

その上、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から51年3月まで

私は、結婚後の昭和44年1月に市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、窓口の職員の指導により国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料については、自宅に来てくれた集金人に夫婦二人分の保険料を納付しており、その際に交付された領収書を年金手帳に貼って保管していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和44年1月に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、集金人に納付し、加入当初から領収書を交付されていたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の記憶が不明である上、申立人が居住していた市では、申立期間当初、集金人が領収書を交付していなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することが出来ない期間である上、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2874

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 4 月まで

申立期間当時、私は母の経営する飲食店の仕事に従事しており、長姉から、亡くなった母が私の分の国民年金保険料も納付していたと聞いた。

申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の長姉は、申立人が申立人の三番目の姉と同時に加入しているのではないかとしているところ、三番目の姉の国民年金手帳記号番号の前後に申立人の名前は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から45年3月まで

私は、昭和40年11月ごろ、父の勧めもあり、父に同行して区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で発行された納付書により国民年金保険料を郵便局で納付した。その後もいつも父と共に郵便局で納付書により、保険料を納付してきた。納付した日、金額及び場所すべて明確に記憶しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めたとする時期は、申立人が国民年金に加入することができなかった未成年の時点であった上、明確に記憶しているとする保険料月額は、35歳以上の被保険者に適用される額であり、実際の金額と全て相違しているとともに、申立人は、延べ50回以上に及ぶ納付年月日を全て記憶しているとしている一方で、国民年金手帳の色の記憶がないなど、申立内容は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、欠かさず父親に同行し、納付書により郵便局で納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立期間当時においては、国民年金手帳に被保険者が購入した国民年金印紙を貼付する印紙検認方式が採られており、納付書方式は昭和43年度から始まっていること、及び国民年金保険料の納付周期は3か月単位であったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2876

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
昭和 36 年 3 月ごろ役所から国民年金手帳が送られてきた。
申立期間当時、自宅に集金人が来ており毎月 100 円支払っていた。
申立期間について、国民年金手帳に領収印が押してあったと記憶している。
申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している国民年金手帳において、資格取得日が昭和 36 年 4 月 1 日になっていることから、この時に国民年金に加入したとともに国民年金に領収印が押されていたことから、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、郵送されたとする申立人の国民年金手帳は、39 年 11 月に発行されていることが明記されており、この時点で集金人は、申立期間の保険料については過年度分となるため、印紙検認方式により収納することはできない上、申立人の国民年金手帳にも申立期間の保険料の領収印が押されていた形跡は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されており、申立人が結婚したのは昭和 39 年 2 月であることから、この番号が 36 年当時に申立人に対して交付されていたとは考え難い。

さらに、申立人が、別の国民年金手帳記号番号によって国民年金に加入し、保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間、56年11月から同年12月までの期間、58年8月、同年12月から59年11月までの期間及び60年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和56年11月から同年12月まで
③ 昭和58年8月
④ 昭和58年12月から59年11月まで
⑤ 昭和60年2月から同年4月まで

申立期間①及び⑤については、申請免除期間とされているが、国民年金手帳に領収印が押されていないにもかかわらず、社会保険庁の国民年金保険料の納付記録では、その直前の保険料が納付済みとされており、年度の一部だけの保険料が納付済みとされているのは不自然である。

申立期間②、③及び④については、勤務先の会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していた。

私は、申立期間①から⑤までの保険料が納付済みであると認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までについて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻も、申立期間①及び⑤が保険料の免除期間とされている上、申立期間②及び③は、国民年金の未加入期間であるとともに、申立期間④の保険料が未納とされている。

また、申立人の妻も申立てを行っており、申立人夫婦の申立期間は合計10回、かつ200か月以上に及んでおり、これだけの回数及び期間の事務処理を行政側が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私は、昭和49年3月に会社退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、郵便局又は金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に会社退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成5年9月まで

私は、夫に勧められて昭和61年4月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、その場で年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料については、国民年金の加入手続きを行った時に1年分前納し、領収書を請求したが発行されなかった。その後も納付書が郵送されてこなかったため、毎年市役所の窓口で年金手帳を提示して前納していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、納付書が郵送されてこなかったため、市役所の窓口で年金手帳を提示して現金で納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、国民年金の被保険者には納付書が発行されていたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年7月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直後の平成5年10月から7年3月までの期間の国民年金保険料について、7年11月に過年度納付していることが確認できるとともに、申立人が加入当初に納付したとする保険料額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2880

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 63 年ごろかそれ以前に、区役所の国民年金課の職員から国民年金保険料の未納期間があるとの連絡があり、30 万円くらいかそれ以下の金額を 10 回分に分割した納付書を作成してもらい、その納付書により金融機関で納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入期間で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初、昭和 63 年ごろに合計 30 万円くらいの保険料を納付していたと主張していたが、その後、保険料を納付した時期は 63 年以前だったかもしれないし、金額ももっと少なかったかもしれないと申立内容が変遷しており、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であるところから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和 57 年 10 月 23 日に資格を喪失した後、62 年 12 月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年9月までの期間及び51年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から50年9月まで
② 昭和51年1月から56年3月まで

私は、20歳になった時に、区役所で国民年金の加入手続を行った。昭和45年に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の妻が納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているがその妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年3月までの期間及び49年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から48年3月まで
② 昭和49年1月から56年3月まで

私は、昭和47年ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって国民年金保険料を納付できると教わったので月数を計算してもらい、その後、申立期間①の保険料を金融機関で納付した。加入手続後は夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、国民年金の加入手続後に申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付し、申立期間②の保険料については夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月から同年12月までの間に払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立期間の大半

の保険料は申立人と同様に未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 58 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 58 年 8 月まで

私は、昭和 54 年ごろに、元夫の仕事の都合で、3 年から 4 年ぐらい海外勤務になることから、諸手続などと一緒に、郵便局の窓口で国民年金について相談した。その際、担当者から駐在期間が 3 年から 4 年程度であれば、若干割引のある前納という制度があると言われたので、3 年と 4 年の場合の計算をしてもらったことを憶えている。その後、4 年相当分の国民年金保険料を郵便局で納付してから、海外へ出国したことを憶えているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 54 年ごろに、前納制度を利用して 4 年相当分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、制度上、申立期間当時、4 年相当分の保険料を一括して前納することはできない。

また、申立期間当時、海外に在住している者は、国民年金の適用除外者のため、国民年金の任意適用被保険者となることができないことから、申立人が海外に在住していたと述べている昭和 54 年 7 月から 58 年 8 月までの期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から平成元年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった時から私の国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間当時、大学の寮に下宿していたが、夏休みで帰省した時に、母親から、「20 歳になった時から、国民年金保険料を支払っている。」と聞かされ、領収書を見せてもらったことを憶えている。

私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が、申立人の弟の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、その弟も申立期間が未加入とされている上、その母親が述べる保険料額は、その弟が保険料を納付し始めたとする平成 3 年度の保険料額とほぼ一致している。

また、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親も、申立人の弟の国民年金手帳はもらった記憶はあるものの、申立人の国民年金手帳はもらった記憶がないと述べるなど、申立人の加入手続についての記憶が曖昧であることから、申立人の国民年金の加入状況は不明確である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた大学の寮及び申立人の実家のいずれの住所地においても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見受けられない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 10 日まで
② 昭和 44 年 2 月 18 日から 48 年 12 月 21 日まで
社会保険庁の記録によると、A社とB社に勤務した期間が脱退手当金として受給した記録になっているが、脱退手当金の支給を受けていない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が勤務していたB社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 48 年 12 月の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した 8 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間

とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和49年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から 61 年 9 月 3 日まで

A社には、昭和 52 年 5 月 11 日にアルバイトで入社し、53 年 3 月 1 日に正社員となり、労働組合の組合員にもなった。健康保険料も厚生年金保険料も控除されていたと思う。同年 3 月 1 日で国民年金も国民健康保険もやめている。

A社の8年以上の年金記録が消えているのは、信じられない。同社が社会保険に加入している以上、年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は正社員であり、正社員でなければ社員旅行には参加できなかったとして、昭和 60 年の社員旅行 40 名参加の記念写真を提出しているが、名前が判明した 32 名のうち、6 名は厚生年金保険の加入記録は無い上、A社が保管している乗務員台帳に記載されている申立人を含む 20 名のうち、16 名は厚生年金保険の加入記録は無いことから、同社では厚生年金保険加入について、従業員ごとに取扱いが異なっていたと考えられる。

さらに、A社では厚生年金保険加入者について、会社独自で被保険者台帳を作成しており、当該台帳に申立人の記載は無く、複数の同僚は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入できるはずであるが、実際には加入していない者も存在した。」と供述している。

加えて、申立期間当時の人事担当者及び複数の同僚から、「正社員は、厚生年金保険、厚生年金基金、健康保険、雇用保険に、必ず一緒に加入

していた。」旨の供述があるが、申立人は厚生年金基金及び雇用保険の加入記録が無い。

そして、申立人から、申立期間のうち昭和 54 年及び 55 年において、国民健康保険に加入していたことを示す資料が提出されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月 15 日から 57 年 6 月 15 日まで
② 昭和 57 年 6 月 15 日から 62 年 10 月 10 日まで
社会保険庁の記録には無いが、申立期間①は、パートとしてA社に勤務していた。

また、社会保険庁の記録には無いが、申立期間②は、パートとしてB社に勤務しており、当時の社員旅行の写真もある。

いずれの申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当時の自身の雇用形態について、「パートだった。」と供述しているところ、当時の事業主も、「申立人については、勤務時間が短いパートだったのではないかと記憶している。」と供述している。

また、A社は、「当時、正社員は社会保険に加入させていたが、パートは加入させていなかった。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間①について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、当時の社員旅行の写真及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当時の自身の勤務形態について、「パートだ

った。」と供述しているところ、当時の事業主は、「当時、パートの中には本人の希望で、厚生年金保険に加入していない人もいた。」と供述している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和57年6月から61年3月までの期間及び61年8月から62年10月までの期間については国民年金保険料を納付しており、61年4月から同年7月までの期間については第3号被保険者となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の夫の事業所別被保険者原票によると、申立人は、昭和57年8月5日から61年8月11日までの期間について、夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 12 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 38 年 8 月 21 日から 40 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 25 日から 41 年 7 月 24 日まで
④ 昭和 41 年 8 月 1 日から 46 年 8 月 21 日まで

平成 18 年に社会保険事務所で調べてもらった結果、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていることを知ったが、私は脱退手当金の請求手続などしておらず、受け取った覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 11 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は、別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 30 日から同年 11 月 9 日まで

私は昭和 32 年 8 月 15 日に A 社 B 支店に入社し 52 年 4 月 16 日まで継続勤務していた。この間、異動することは何度かあったが、33 年 1 月 30 日から同年 11 月 9 日までの、同社 B 支店に勤務していた厚生年金保険の加入記録が抜けているので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 支店の当時の同僚の証言により、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚から聴取したところ、「A 社では、厚生年金保険に加入後でも、在職中に未加入にされる取扱いがあった。」旨の供述をしている。

また、A 社 B 支店において、申立人と同じ営業職の幹部候補生であった同僚についても、申立期間より少し後の時期において資格喪失後、数箇月たって再取得となっている上、同社のそのほかの支店においても、資格喪失後、数箇月たって再取得となっている申立人と同じ営業職の幹部候補生であった者が複数名見受けられる。

さらに、A 社 B 支店において申立人と同じ営業職であった同僚から、申立人の保険料控除について証言を得ることができない。

加えて、A 社では C 地方部が経理及び総務事務を行っていたことから、同僚に担当者を照会したが不明としており、保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月31日から32年4月1日まで
昭和20年8月から、A社の前身であるB社の社長を務めていた。25年に社長から退いた後は、同社及び関連会社の役員を務め、一貫してA社に勤務してきた。20年10月から32年4月までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、加入していたはずであり、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本（昭和25年9月15日より前のものは現存しない。）及びA社（20年8月からはB社、22年8月からはD社）が保管する人事記録により、申立人が昭和20年10月31日時点では代表取締役、25年7月からは常務取締役としてA社で勤務していたことについては確認できるものの、同社は申立期間当時の厚生年金保険の資格取得、資格喪失等に関する資料について、保存年限経過のため保管しておらず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料も無いとしている。

また、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失について、現存する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録、厚生年金保険被保険者名簿の記録、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の記録及び社会保険庁のオンライン記録は一致しており事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、昭和24年7月28日に、厚生省（当時）保険局長から各都道府県知事、各健康保険組合理事長あてに「法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用

される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい」と通知されていることから、当時は代表取締役及び取締役が被保険者になることは一般的ではなかったと推察され、申立人が社員であった 18 年 5 月 1 日に取得した労働者年金保険（19 年 2 月 16 日に厚生年金保険と改称）被保険者資格を、代表取締役に就任して間もない 20 年 10 月 31 日に喪失したものである。

加えて、当該通知は実務的に浸透するまでにはかなりの年月を要したものと推察され、A 社においても昭和 27 年 6 月に初めて取締役が取締役在任中に被保険者資格を取得したものの、他の取締役の被保険者資格取得日は皆異なっており、被保険者となる要件を満たしていたと推認される代表取締役 1 名については、被保険者資格を取得することはなかったことが確認できることから、申立人についても、社会保険庁の記録どおり 32 年 4 月 1 日に事業主から資格取得届がなされたものと推認される。

また、昭和 27 年 6 月に被保険者資格を取得した取締役に申立期間における厚生年金保険の届出及び保険料控除について照会したが、証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1756(事案 398 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年5月ごろから同年9月5日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A 渉外労務管理事務所（現在は、B 事務所）の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。
申立期間に、C 基地においてフィールドメンテナンスに従事し継続して勤務していた。社会保険に加入していた記憶がある。A 渉外労務管理事務所の在籍証明における期間が区分されていることに納得いかない。再審査を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 事務所から提出された昭和35年7月5日付けの履歴書、駐留軍労務者登録票及び在籍期間証明により、申立期間に勤務していたことが認められる。しかし、これらの書類によると、申立人の勤務期間は、昭和35年5月から同年7月までと同年7月6日から同年9月5日までの各2か月に区別されており、申立人は2か月雇用の職員であったことがうかがえる。このことについて、独立行政法人D機構では、「現在においても2か月雇用の職員については、厚生年金保険に加入していないので、当時についても同様な取扱いではなかったか。」と説明している。また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、さらに、社会保険事務所に保管するA 渉外労務管理事務所の資格取得日が昭和35年5月1日から同年9月5日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番もない。このほか、同僚の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として申立人の戸籍謄本を提出したが、戸籍謄本では、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうか確認することはできず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 8 年 10 月 30 日まで
社会保険庁の記録では、A社に係る平成 7 年 2 月 1 日から 8 年 10 月 30 日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額の等級が下げられている。会社は社会保険料を滞納していたが、高額な延滞金を支払わされて厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げられるくらいであれば、厚生年金保険を早く脱退させてほしかった。引き下げられる前の標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成 7 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間についての申立人の標準報酬月額については、社会保険庁において 44 万円と記録されているが、さかのぼった訂正等、社会保険事務所における不自然な事務処理の形跡は見られない。

また、申立人の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の写しにより、同社が申立人の標準報酬月額を 44 万円に改定する旨の届出を社会保険事務所に提出したことが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間のうちの平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 10 月 30 日までについて、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 8 年 10 月 30 日より後の日付である同年 11 月 5 日に、7 年 5 月 1 日から 8 年 10 月 30 日までの標準報酬月額を 9 万 2,000 円とし、8 年 10 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する処理がさかのぼ

って行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本及び申立人の妻の供述から、申立人は、同社の代表取締役だったことが確認できる。

また、申立人の妻は、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が平成8年10月ごろに社会保険事務所に行った際に、標準報酬月額が引き下げられ、同社が厚生年金保険から脱退させられたと話していたと供述しており、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げられることについて関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年8月31日まで
平成7年ごろ、会社の資金繰りが厳しくなり、社会保険料の口座引落しを止めてもらおうとしたが、間に合わず引き落とされてしまい、A社会保険事務所へ相談に行った。何度かやりとりをしている間に、社会保険からの脱退を勧められ、それに従った。標準報酬月額を17万円に下げたことは無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）の後の同年10月13日付けで、申立人の6年11月から7年6月までの期間に係る標準報酬月額が59万円から17万円に、同年7月に係る標準報酬月額が20万円から17万円にさかのぼって減額処理が行われていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により申立人は、申立期間当時、B社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、会社の資金繰りが厳しくなり、社会保険料の口座引落しを止めてもらおうとして、A社会保険事務所へ相談に行った。」また、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納はなかった。」としている。

しかし、申立人は、「厚生年金保険料の納付方法について、A社会保険事務所と何度か相談しており、厚生年金保険からの脱退を勧められた。」としていることから、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、B社の代表取締役である申立人が、

自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 21 日から 55 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 9 月 21 日に A 社 B 支店に転勤した。その際、転勤前の標準報酬月額に比べて、転勤後の標準報酬月額が低くなっているが、低くなることはあり得ないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の担当者は、事業所から提出された届出用紙は複写式であったので、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合の届出内容は同じであったと供述しているところ、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額と、厚生年金基金及び健康保険の標準報酬月額は一致する。

また、事業所が作成している厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間の標準報酬月額が社会保険庁の記録と同様に 19 万円と記載されている上、社員台帳によると、申立期間当時の申立人の基本給は 19 万円となっており、当該事業所により、標準報酬月額を 19 万円と届出されたことがうかがわれる。

さらに、昭和 54 年に当該支店に転勤した従業員 9 名について、標準報酬月額の記録を調査したところ、新入社員を除く 5 名が、転勤前と比べて低い標準報酬月額で記録されていることが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録を見ても、さかのぼって訂正された形跡もないことから、事務処理に不自然な点は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 35 年 5 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、前職のA 渉外労務管理事務所B 部隊から引き続いて、C 市D 区のE 進駐軍 (F 隊) で勤務したが、進駐軍施設で勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者としての記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前職の記録及び申立人が述べている申立期間当時の進駐軍施設での勤務状況から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、昭和 31 年 3 月からE の進駐軍施設で雑役係として勤務していたと申し立てているが、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号) により、26 年 7 月 1 日からは、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされており、申立人が従事していたとする業務は、強制被保険者とならない者に該当すると考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 5 日から 31 年 11 月 20 日まで
A 社には昭和 22 年 10 月 1 日から亡くなる * 年 * 月 * 日まで継続して勤務していた。ねんきん特別便の調査の結果、当初、未加入期間であった 22 年 5 月 23 日から 31 年 11 月 20 日までの期間のうち、22 年 10 月 1 日から 28 年 8 月 5 日までの厚生年金保険の記録が回復した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男及び同僚の供述から、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は既に死亡しており、申立人の妻は高齢のため証言を得ることができない上、A 社は既に解散し、元事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、健康保険番号 * 番として昭和 22 年 10 月 1 日に資格取得、28 年 8 月 5 日に資格喪失し、その後 * 番として 31 年 11 月 20 日に資格を再取得したことが確認でき、この処理において不自然な点は見られない。

さらに、申立人の親族である事業主及び役員は、昭和 31 年 11 月 20 日に初めて資格取得しており、それ以前の加入記録は確認できないなど、A 社では厚生年金保険加入手続が社員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがわれる。

加えて、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 26 日から 47 年 9 月 1 日まで
3 年前に社会保険事務所で年金記録について調べてもらったところ、脱退手当金で支給済みとの返答があった。昭和 47 年 8 月末に A 社を退職した。その後、上京・結婚・自分の病気・父の病気等さまざまな出来事があり、忘れることのできない昭和 47 年であったので、そのようなときに脱退手当金を受給した覚えはない。どうしても納得できないので、記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 12 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1763

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 7 年 2 月 1 日まで
社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が了解無しに引き下げられている。役員報酬の内容にも変更は無かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額について当初、平成 3 年 2 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月からは 59 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 7 年 2 月 1 日）の後の同年 12 月 20 日付けで、3 年 2 月から 6 年 10 月までは 8 万円、6 年 11 月からは 9 万 2,000 円へさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所に係る商業登記簿謄本から申立人が当該事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、平成 6 年ごろから厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所から保険料納付を強く督促されていたと供述している。

さらに、申立人は、申立期間の標準報酬月額の減額手続について「遡及^{そきゅう}訂正を行った覚えはない。押印した覚えもない。」と主張しているが、申立人は、「会社の代表者印の管理を自分自身がしていた。」とも述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、その処理が無効であると主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 10 日まで

昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 8 月 10 日まで、A社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者期間が 41 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの加入となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の妻及び同僚が証言していることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚6名に照会をしたところ、そのうち5名は「私が記憶しているA社に勤務していた期間に比較して社会保険庁の記録にある厚生年金保険被保険者期間の方が短い。」と述べていることから、同社は勤務期間のすべてを厚生年金保険に加入させていない状況がうかがわれる。

また、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入手続や保険料控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿原票では、申立人の資格取得日は昭和 41 年 7 月 1 日の1回のみであることが確認でき、同原票の整理番号に欠番は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 47 年 1 月 29 日から 49 年 5 月 11 日まで

昭和 36 年 12 月から 37 年 8 月まで、A 社（現在は、B 社）の従業員として継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間①について厚生年金保険の加入期間が無いとされているため、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

また、昭和 45 年 6 月から 49 年 5 月までは C 社の従業員として継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間②について厚生年金保険の加入期間が無いとされているため、当該期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、A 社に入社した経緯や入社当初の出来事を詳細に記憶していること、同僚及び事業主の証言等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚についても、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、すべて昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該申立期間に加入者となっている者は確認できない。

さらに、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の副本によると、申立人の資格取得日は昭和 37 年 6 月 1 日とな

っており、社会保険事務所の記録と一致している。

加えて、申立人と入社時期の近い同僚に照会を行ったところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から、厚生年金保険料を控除されていたかについては、覚えていないとの証言があった。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、申立人の同僚及び事業主の証言から、申立人が申立期間において、勤務期間は不明ながらC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は昭和59年12月2日に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類は残っておらず、申立期間②について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、C社の元取締役は、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落に関して、「当時の経営状況から考えてみると、社会保険料負担軽減の必要に迫られて、被保険者資格を喪失した可能性も考えられる。」と証言している。

さらに、申立人も申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

加えて、社会保険事務所の保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間について、申立人の氏名は見当たらず、被保険者の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 11 日から 43 年 7 月 21 日まで
社会保険事務所から申立期間は脱退手当金を支給されたことになっているとの回答があったが、私は、脱退手当金をもらった覚えはないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
年金を受給する 15 年前ごろに社会保険事務所に相談に行ったところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いと回答された。私は、同社では保険のセールスをしていたので、厚生年金保険に加入していないと思いあきらめていたが、最近になり、「年金のお知らせ」で、自分が同社に紹介した同僚に、同社に係る厚生年金保険の記録があることが分かった。

再度、社会保険事務所で記録を調べてもらったところ、申立期間は脱退手当金が支給済みとなっていた。自分は脱退手当金をもらっていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年8月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の5年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間について、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで
私は、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。
しかし、当時、どのようにして脱退手当金を受給するのか知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号の前後100番以内に該当する女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年5月1日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした53名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、45名について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち44名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、A社によると、「当時、従業員への退職時の説明の際に、脱退手当金制度の説明を行っており、退職者から受給するか否かの回答をもらっていた。会社が代理請求及び代理受給を行っており、受給希望者に現金で脱退手当金を支給していた。」と回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後

の昭和 42 年 5 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 17 日まで
② 昭和 37 年 2 月 5 日から 40 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 6 月 24 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給したことになっていると聞き驚いた。脱退手当金制度も知らず、手続をした覚えも、受領した記憶も無い。また再就職した際に再交付された年金手帳に、資格取得日が昭和 33 年 4 月 1 日と記載されているので、資格取得日から継続して厚生年金保険に加入しているものと思っていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る三つの事業所はいずれも同一の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 42 年 12 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 40 年 3 月 28 日まで
老齢年金裁定請求時に脱退手当金が支給されていることを知り社会保険事務所へ調査依頼をしたが、記録訂正にはならずあきらめていた。
その後、年金記録問題が浮上し再度調査をしてもらうため申立てをした。一時金は絶対にもらっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、事業所を退職した約6か月後の昭和40年10月4日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年11月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月ごろから 38 年 2 月ごろまで
② 昭和 38 年 2 月ごろから同年 10 月 10 日まで

私は、申立期間①において、A社で社員住宅の修理・修繕の仕事をしていた。当該期間は、健康保険証をもらい、失業保険も掛けていたことを覚えており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。

また、申立期間②において、A社を退職してすぐ、B社C事業所に入社し、ガス溶接や電気溶接の仕事をしていた。社会保険庁の記録では、被保険者期間が1か月となっているが、もっと長い期間勤務していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務状況について具体的に述べていること、及び社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に記載のある従業員を記憶していることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時は、18歳未満であったので正社員にはなれなかったことは、はっきり覚えている。」と供述している。

また、上述の名簿によると、申立期間中の被保険者は昭和34年5月1日に資格取得した1名であり、申立人及び申立人の挙げた複数の同僚の氏名は見当たらない。

申立期間②について、当該期間においてB社C事業所の被保険者であった複数の元従業員に照会したが、申立人について証言を得ることはで

きなかった。

また、申立人は、B社C事業所がD社E製作所の下請けであったと主張しているが、同社では、当時の資料は無く不明であると回答している。一方、元従業員は、B社C事業所がF社の子会社であると証言しているが、同社は既に無く、人事及び給与関係書類を確認できないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用は不明である。

さらに、申立人が申立期間以降に就職したG社に提出した履歴書には、B社C事業所に勤務していた記載が無い上、申立人の勤務期間の記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 16 日から 45 年 1 月 16 日まで
② 昭和 45 年 3 月 11 日から同年 5 月 26 日まで
③ 昭和 45 年 5 月 26 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 46 年 2 月 11 日から 48 年 2 月 1 日まで

私は、最初に勤務した会社で加入していた厚生年金保険については「年金として受け取る」と決めてから、退職時には必ず「年金にします」と答えてきたのに、社会保険事務所で申立期間については脱退手当金として支払済みと聞いて大変驚いた。

私は、脱退手当金の手続及び受給した覚えは全く無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和48年5月15日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 3 月から A 社に勤務していたが、同年 11 月 1 日に同社は倒産した。しかし、その後の申立期間も同社で働いており、給与ももらっていたので、厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間について A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、同僚の供述から判断すると、同社は昭和 37 年 10 月に倒産し、申立期間には存在していなかったことが認められる。

一方、B 社の事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録によると、B 社は昭和 39 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 社の複数の同僚は「B 社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、しばらくしてから厚生年金保険の適用事業所になった。」旨の供述をしている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から27年1月1日まで
昭和25年9月1日から26年12月31日まで、A社B工場に勤務した。同社での上司であったC氏の紹介で、同社を辞めてD社に勤務するようになった経緯もあり、下請企業の社員だった訳ではない。社会保険庁の記録では、この期間の記録が欠落しているが、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B工場に勤務していたと申し立てているが、同社では、申立人が同社B工場に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、C氏を当時のA社B工場における上司であったとしているが、C氏を特定することはできず、C氏から証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に入社し、在籍していたことが確認できる複数の従業員から聴取したところ、「試用期間があった。」、「当初は、臨時社員であった。」などの供述があり、申立期間当時、同社では雇用形態や厚生年金保険の加入について様々な取扱いがなされていたことがうかがえる。

加えて、上記の従業員に申立人及びC氏の勤務状況等を照会したが、申立人及びC氏のことを記憶している従業員はおらず、申立人の勤務実態や、保険料の控除に係る証言を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月26日から62年11月26日まで
社会保険事務所で調べてもらったところ、厚生年金保険被保険者記録が1か月しかないと言われたが、A社には昭和61年11月7日に入社し、1年くらいは勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間に係る一部の期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の人事記録、社会保険に関する書類等は残っていないため、保険料が控除されていたことが確認できない。

また、申立人は、前の会社を定年退職後、同級生にA社の初代社長に紹介され入社したとしているが、既にその社長は死亡していることから、入社時の経緯、厚生年金保険被保険者の資格取得等を確認することができない。

さらに、申立人の同僚及び上司は「パート・アルバイト等の出入りが多く、申立人を覚えていない。」と証言しているところ、申立人は「パート・アルバイトとして勤務した。1か月くらい勤務した後に、体調を悪くして休んだ。」としている上、申立人の妻によると、「休んだ後は、会社に行ったり、休んだりの繰り返しだった。」としている。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、申立期間に係る申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年3月1日まで
② 昭和24年3月1日から27年1月1日まで

私は、昭和15年にA社に入社し、検査課主任として勤務していた。23年に復員してB社に入社すると、A社時代の後輩が在籍していた。後輩の厚生年金保険の年金額が私より多いことを知り驚いた。

私は、昭和17年6月からA社で労働者年金保険に加入していたはずであり、B社が24年3月に法人化してC社となった時に、厚生年金保険についても適用事業所となって、資格取得の届出が行われたはずであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたA社は、登記簿謄本では確認できないが、申立人は、同僚の氏名及び従事していた業務など詳細に記憶していることから、申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は技術部検査課主任として勤務したとしていることからみて技術職であったとみられ、当時労働者年金保険法が適用されるのは、工場等に勤務する「筋肉労働者」であったため、労働者年金保険の被保険者として加入できなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料（当時）の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立期間②については、申立人は、C社の事業主及び従業員の氏名を記憶していることから、申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、B社に入社後、同社が法人化してC社に名称変更したときに厚生年金保険の適用事業所となったとしているが、C社が新規適用事業所となったのは、社会保険庁の記録によると、同社が組織変更してD社になった昭和27年1月1日であることが確認でき、申立期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月 12 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間には、A校の産休補助教員として勤務し、B県教育委員会の昇給通知書により在籍も証明されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市教育委員会から提出された勤務記録カードから、申立人が申立期間においてA校に勤務していたことは認められる。

しかし、B県教育委員会では、同委員会が任命する臨時的任用職員の社会保険の適用について定めた「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」（B県教育委員会教育長名）を昭和 63 年 4 月 1 日に通知するまでは、臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

また、A校及びC市教育委員会は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、D事務所（B県教育委員会教育長名通知により、昭和 63 年 4 月以降、同校において臨時的任用職員が厚生年金保険に加入する場合の適用事業所）は、61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

さらに、申立人は、A校に昭和 61 年 2 月 12 日から 62 年 3 月 31 日まで継続して勤務しているところ、61 年 4 月から 61 年 7 月までの 4 月分の国民年金保険料を納付している。

加えて、B県教育委員会及びC市教育委員会は、申立人に関する人事異動通知書以外の資料を保存しておらず、申立人も給与明細書等の厚生年金

保険料を控除されていたことを確認できる資料を保存していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
私は、平成 9 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで給料が 25 万円支払われていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているのが分かったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 9 年 1 月から同年 6 月までは 44 万円、同年 7 月は 26 万円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9 年 8 月 31 日）の後の同年 9 月 3 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A 社の取締役であった申立人の妻は、事業所に係るすべての経理事務は代表取締役であった申立人が行っていたと述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 21 年 12 月 29 日から 22 年 3 月 1 日まで
昭和 21 年 8 月に B 国から引き揚げてきて、直後の同年 9 月から 22 年 2 月まで A 社に勤務していたが、勤務していた期間のうち 2 か月分しか厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間も A 社に勤務していたと申し立てているが、同社の保管する人事記録において、申立人は、昭和 21 年 10 月 1 日に入社し、同年 12 月 29 日に退職したと記載されており、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている資格取得日及び資格喪失日とほぼ一致している。

また、同僚は連絡先が判明せず、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まで
② 昭和 22 年 11 月 1 日から 24 年 4 月 30 日まで

昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 3 月 31 日及び同年 11 月 1 日から 24 年 4 月 30 日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、終戦と同時に郷里のDに帰省し、20 年 12 月 1 日からA社に勤務し、その後、3 か月ほど、失業保険を受給し、C社に就職するまでの間、22 年 11 月から 24 年 4 月まで、B社に勤務していた。A社に勤務していた根拠としてC社に勤務する際に提出した履歴書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はC社に就職する際に提出した履歴書を所持し、その履歴欄に申立期間におけるA社での勤務期間が記載されていることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録から、A社は昭和 22 年 6 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する被保険者名簿に記録のある同僚は、「私は昭和 20 年ごろにA社に就職し、23 年ごろに退職したが、会社は22 年ごろ業務を縮小し、その後、廃業となった。」旨の証言をしており、この同僚の厚生年金保険被保険者記録も、A社が適用事業所となった22 年 6 月から適用事業所でなくなった同年 9 月までの期間となっており、自らの記録に不審な点はないとしている。

さらに、社会保険事務所の保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人が C 社に提出したとする履歴書には申立人が B 社に勤務していたとする旨の記載は無い。

また、社会保険事務所の保管する被保険者名簿に記録のある同僚は死亡や所在不明のため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、B 社における同僚等の記憶が無く、勤務していた期間についての記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 42 年 12 月 16 日まで
社会保険事務所に年金記録の確認をしたところ、A社B工場に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

脱退手当金が支給された覚えがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B工場の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。